

令和6年1月31日

各省各庁会計課長 殿

財務省主計局法規課長

事務連絡

令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく取扱いについて

今般、令和6年能登半島地震が特定非常災害に指定されたことから、令和4年6月20日付通知「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて（以下「令和4年通知」という。）に基づく取扱いを下記の通りとするので、ご了知の上、関係職員に対してもご連絡願います。

記

1. 令和6年能登半島地震について災害救助法の適用対象となる市町村に主たる事業所が所在する企業が、令和6年1月1日（以下「発災日」という。）までに令和3年12月17日付通知「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（以下「令和3年通知」という。）別紙1の1又は1の2の表明書を提出することにより加点を受けている場合（当該表明書に記載した賃上げを行う事業年度又は暦年に発災日が含まれる場合に限る。）には、令和3年通知の5. に基づく減点措置を課さない。
2. 主たる事業所以外が災害救助法の適用対象となる市町村に所在する企業であるなど、上記1. に該当しない場合であっても、発災日までに加点を受けている場合の減点措置の取扱いについては、令和4年通知の（3）の内容を踏まえ、被災地の実情に応じた柔軟な対応を行うものとする。
3. なお、本事務連絡に基づき減点措置を課さないこととした者については、令和3年通知の5. に基づく財務省への報告を要しない。